

# 「日上市立河原子小学校いじめ防止基本方針」

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本方針は、学校・地域・家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## 1 いじめ防止等の取組に関する基本理念

いじめは、すべての児童に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを旨とする。また、いじめの防止等にあっては、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識のもと、「どの学校、どの学級、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつとともに、「いじめられている子を最後まで守り抜く」という強い信念をもち対応に当たるものとする。

## 2 いじめ防止に向けた学校組織体制

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条①）

#### ・いじめの認知

けんかやふざけ合いであっても、見えないところでいじめが発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するかどうかを判断する。

### (2) いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

#### ① 「学校いじめ防止基本方針」の策定

いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、本校におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に進めるため、「河原子小学校いじめ防止基本方針」を定める。

#### ② 「校内いじめ・不登校対策委員会」の設置

いじめの未然防止及び早期発見・早期対応・早期解決の取組を実効的に行うために、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学級担任、特別支援コーディネーター、市相談員、スクールカウンセラー等で構成する「校内いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

#### ③ 学校の取組状況の評価と検証

「校内いじめ・不登校対策委員会」において、学校基本方針に基づきいじめ問題への取組状況を評価するとともに、いじめ問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検証し、検証の結果を指導の改善に生かすようにする。

#### ④ 関係機関との連携

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談するものや、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。そのため、日常的に所轄の警察署等と連携していくこととする。

いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、日上市教育委員会や関係機関等との連携、関係会議等への参加や担当窓口の明確化等を引き続き行い連携強化に努める。

### ⑤ 適切な学校評価

いじめの未然防止、並びに早期発見・早期対応のための取組に対する評価を実施する。

学校評価については、国の「学校評価ガイドライン」を参考に、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃から児童理解、未然防止や早期発見・早期対応・早期解決の取組、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等の評価項目を作成し、アンケート調査等により行い、その結果を以後の取組に生かす。なお、いじめの取組に関する評価は、「校内いじめ・不登校対策委員会」において行う。

## 3 いじめ未然防止の取組

### (1) 心の教育の推進

- ① 自己有用感を高める取組の推進
  - ア お互いのよさを認め合う学級づくり
  - イ わかる、できる喜びを感じる授業づくり
- ② 生命尊重や思いやりの心を育てる道德教育の推進
  - ア 豊かな心を育む体験活動を生かした道德の時間の学習
  - イ 道德の時間や人権教育の充実
- ③ さわやかマナー運動やあいさつ運動の励行
- ④ 読書活動の推進
- ⑤ 児童の連帯感や存在感を高める縦割り班活動の充実
- ⑥ SOSの出し方に関する教育の推進

### (2) いじめの早期発見

- ① 児童対象にいじめの意識調査（心の安全安心点検；月1回）
- ② 保護者対象にいじめの意識調査（個別面談や学校評価アンケート；年3回）
- ③ 学級担任による児童からの聞き取り調査（教育相談；年2回、随時）
- ④ 児童の様子の変化等の共通理解を実施（職員集会；週1回）
- ⑤ 楽しい学校生活を送るための調査と分析（Q-Uアンケート；年2回）
- ⑥ 配慮が必要な児童については、個々の特性を踏まえた適切な支援を行い、いじめの未然防止・早期発見に努めるとともに、すべての児童が安心して生活できる環境をつくる。

### (3) いじめの早期対応

- ① いじめを発見した場合及びいじめに係る相談を受けた場合は、「校内いじめ・不登校対策委員会」に報告し、速やかに事実の有無の確認を組織的に行う。重大な事案に関しては、教育委員会に報告する。
- ② いじめの事実が確認された場合は、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を最優先に考えるとともに、いじめを受けた児童・保護者への報告・支援といじめを行った児童への指導と保護者への助言を継続的に行う。また、必要に応じ、スクールカウンセラーによるカウンセリング等を行い、いじめを受けた児童の心のケアに努める。
- ③ 学校がいじめの事実が確認された場合において必要があると認めるときは、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするために、いじめを行った児童に対して教室以外の場所において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- ④ 学校は、いじめの関係者間における争いが起きることがないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための措置を講ずる。
- ⑤ 学校は、いじめが犯罪行為として扱われるべきものであると認めるときは、教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。
- ⑥ 児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、道德教育を充実させる。
- ⑦ いじめの「解消」の要件として、いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安として止んでいること、かつ被害者が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が満たされていること。

#### (4) ネット上及びSNS等のいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、保護者との連携のもと、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなどの必要な措置を講ずる。
- ② 具体的な対応に当たっては、必要に応じて法務局に協力を求めたり、児童の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、所轄警察署に通報し、適切な援助を求めたりするなどの措置をとる。
- ③ 家庭におけるネットいじめへの理解や早期発見のために、ネット上のいじめに関する家庭向け文書の配付や情報モラルに関する啓発の充実に努める。

#### (5) 教職員の研修の充実

- ① 年度当初にいじめの早期発見・早期対応に関する共通理解を図るための研修を実施する。
- ② 教員自らの感性を豊かにし、いじめを見逃さないための自己評価を定期的実施する。

#### (6) 保護者・地域等への働きかけ

- ① 保護者及び家庭における子どもの規範意識の育成を支援するために、関係する各種文書の配付や「いじめ・体罰解消サポートセンター」等の周知など家庭への支援を継続し、啓発活動を推進する。
- ② 家庭におけるインターネットを通じて行われるいじめへの理解や早期発見促進のために、家庭向け啓発文書等を配付し、インターネット等を通じて行われるいじめに関する内容の周知に努める。

### 4 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した場合、直ちに事態発生について市教育委員会に報告する。
- (2) 市教育委員会と調査主体や調査組織について協議した上で、当該事案への対処する「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を設置する。
- (3) 上記組織は、当該事案についての客観的な事実関係及び再発防止のための調査を行う。
- (4) いじめられた児童又は保護者の希望により、平行して市教育委員会による調査を実施する場合には、各調査主体が密接に連携し、調査対象となる児童への心理的な負担を考慮しながら調査を実施するものとする。
- (5) 教育委員会が調査を行う場合は、教育委員会が設置するいじめ調査委員会において調査を行う。その場合、学校は当該事案に関する資料を提供するなど、積極的に調査に協力するものとする。
- (6) 当該事案に係る調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、当該調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- (7) 調査を開始する前に、被害者及びその保護者に対して調査方法の丁寧な説明を行う。
- (8) 市長による再調査の判断基準
  - ・調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合
  - ・被害児童・保護者と確認した調査事項等の調査が十分尽くされていない場合
  - ・学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
  - ・調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合

### 5 改正

- ・令和5年4月1日より一部改正する。